

地方公務員法及び地方独立行政法人法 の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の概要

公布：平成26年5月14日

（1）元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する。

○ 禁止の主な内容

- ・在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分であって離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼すること
- ・幹部職員であった者についての特例（離職前5年より前の職務に関する働きかけの規制）等
- ・罰則
働きかけをした元職員 → 10万円以下の過料
不正な行為をするように働きかけをした元職員 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
働きかけに応じて不正な行為をした職員 → //

（2）退職管理の適正を確保するための措置

地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

○ 国家公務員法の退職管理に関する規定

再就職あつせん規制、現職職員の求職活動の規制、再就職状況の公表等

〈参考〉再就職状況の公表を行っている団体（平成25年1月1日時点）

都道府県：47/47団体（100%） 指定都市：19/20団体（95%） 市区町村 50/1721団体（2.9%）

（3）再就職情報の届出

条例により、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるものとする。

○ 届出の概要

- ・条例で定める内容・・・対象者、届出の義務付け期間、届出事項 等
- ・罰則・・・違反の場合、条例で10万円以下の過料を科すことができる。

（4）その他

働きかけの規制違反に対する人事委員会又は公平委員会による監視体制を整備するとともに、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設ける。

○ 人事委員会（公平委員会）の監視機能

元職員による働きかけを受けた職員から届出を受けること、任命権者に調査を要求すること 等

○ 罰則

- ・上記（1）及び（3）のとおり
- ・不正な行為を見返りとする再就職のあつせん、求職活動をした職員 → 3年以下の懲役

施行期日

平成28年4月1日